

権利変換計画認可の公告

酒田駅前地区第一種市街地再開発事業における権利変換計画について認可を受けましたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第1項の規定にもとづき、下記のとおり公告します。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称 酒田駅前地区第一種市街地再開発事業
2. 施行者の名称 個人施行者 光の湊株式会社
3. 事務所の所在地 山形県酒田市幸町一丁目3番1号
4. 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称 酒田市幸町一丁目
15番1、15番2、15番8、15番9、15番22
15番23、15番23、17番3、18番9、18番15
19番、20番12、22番19、23番13、27番39
28番31、28番34、28番43、28番44、28番45
28番46、28番47、28番48、28番49
30番5、30番11、30番12、30番16、30番17
30番28、30番32、30番36、30番38、30番39
30番40、70番5
15-23南側地先、30-32西側地先～15-23西側地先、
28-45東側地先～28-45南側地先、23-13北側地先
30-32北側地先～28-45北側地先
5. 権利変換期日 平成30年4月12日
6. 権利変換の認可を受けた年月日 平成30年3月29日

以上

平成30年3月29日

山形県酒田市幸町一丁目3番1号
光の湊株式会社
代表取締役社長 大野重美

